

平成26年度の予算編成のポイントとしては、大きく3点あります。

1点目としては、今年度より新会計基準を導入することとなり、新しい基準で各種帳票を作成することになりました。

新会計基準とは、これまで社会福祉法人が適用する会計基準には「社会福祉法人会計」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等があり、同一法人内に様々な会計ルールが併存してきたことにより、法人全体の財産状況や収支状況が分かりにくいという状態が続いていました。そこで、これらの会計ルールを統一化するものとして、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」が新たに定められ、平成26年度終了までに全ての社会福祉法人に移行することが義務付けられました。

大阪市育成会では、従来より「就労支援の事業の会計処理の基準」で会計処理を行っており、今回の変更による大きな変更点は決算書(予算書)作成時での集計方法になります。従来は「就労支援事業」、「公益事業」、「各種基金」の3つの会計単位があることにより、決算書も3つ作成していましたが、平成26年度からは法人として一つの会計単位に変更となることにより、決算書も1つになります。

2点目としては、平成11年(1987年)に開設した福島育成園が空調機器等の入れ替えで、昨年度も予定しておりましたが、実施に向け準備をしていたところ、屋上防水の修繕工事が必要となることが判明し、平成25年度では実施を見送ることになりましたが、工事の目途も立ったことから、改めて工事代金も含めて固定資産関係経費を5,500万円で予算計上しております。

3点目としては、支援センターを平成26年3月に廃止し、グループホーム化することになったことに伴い、支援センター単体での収支予算としては、前年度繰越額をグループホームであるメープルに集約するために経理区分間で繰入支出を行っております。また、グループホームの統合されるにあたり、メープルの収支予算を作成するにあたり、旧支援センターの内装改修工事を行うため固定資産関係経費を2,000万円で予算計上しております。

今後は、各事業所の建物診断を行い、施設補修を長期にわたり計画的に進めていきます。また、新規事業の検討や人材確保の可能性も含め、法人全体あげて簡

素で効率的な事業経営を行い、資金確保に努めることも重要となります。

## 会員向け学習会が開催されました

東成育成園支部 中島 由紀子

4月の会員向け勉強会は桃山学院大学教授で法人理事の石田易司先生に「障がい者の地域自立支援～暮らしをデザインする～」をテーマに、社会の変化についてお話いただきました。

先生が最近見て来られた施設の状況をお聞きした後、お母さん達はどれだけ変化に対応できるかの実験として、先生と毎回ルールを変えて後出しジャンケンをしました。スピードに付いて行けず自分の頭の固さを痛感させられました…。

ここ数年障がい者を取り巻く社会は大きく変化してきている中、教育の世界では大学入試に配慮が必要と認められた、主に発達障がいの人に入試の時間を延長したり、実際に療育手帳を取得している学生が大学に在籍するようになってきているようで、まだまだ人数は少ないけれども知的障がい者も高校で終わらず、その先も長く教育を受ける機会は増えていくかもしれないとお話しになりました。



2000年は日本の社会福祉が変わったターニングポイントの年で、社会福祉基礎構造改革として介護保険制度が導入され、サービス提供者主体の福祉から当事者主体・自己決定が重要と言われるようになりました。障がいはその人の個性が周りにとって困ったものになった時に生まれる、集団の中で作られるものなので、周りがどれだけ環境を整えられるかは大事なことであり、本人の自尊感情・共同意識を育成し自信を持って行動できるようにするには、目標を立て、構造化された分かりやすい提示をして継続的に支援していかねばいけません。福祉の制度が進む中、「今のままで良い」「誰かがやってくれるだろう」ではな